

萬葉集における「遊」をめぐって

—「（ ）遊」・「遊（ ）」と「アソブ」・「カル」など—

神 堀 忍

—1—

「遊」とは、ヒト・モノが現拠点・現居所を離れ、他所へとあく

がれ出ることをいう。モノには、心・精神・魂も入る。だから、ま
ず、それらが外物に惹かれ魅入られると落着きを失う。場合によつ
ては、果てにはこれらがあくがることに伴い、肉体もふらふらと
浮かれ出し移動することもある。心・魂が肉体から遊離し脱去され

ば、これらは生命の源泉であるから、それが因でやがて死を招くこ
ともなる。そうしたこと（情態・状況）になると、鎮魂（注1）
を要することになる。または、そうしたことにならぬうちに鎮魂す
るのである。魂のあるべき原胎の日常性（あるいは、現時点にお
いて存在する処）において、それを鎮める（あるいは、その減衰を
阻止し、復元すべく努める）ための呪術的行為を施行する。時・場

合に応じては、外からの誘惑あるいは減衰を企み司る根元に接近ま
たは出向し、防遏^あを謀る。

これが、宗教的なものと関連すると、祭礼・葬礼となり、それに
かかわる芸能である音楽・舞踊はアソビとなる。さらには、それら
に伴う遊宴も、神事等に際し供養する草木・魚鳥等をカルこともア
ソビとなる。

（前略）廿年秋九月乙卯朔乙丑、皇后遊^二行^一紀伊國^一、到^三熊野^二
岬^一、取^二其處^一之御綱葉^二而還^一。（後略）

万葉集卷第二「相聞」の部冒頭の仁徳帝の皇后磐姫に仮託の歌群
(八五以下) の最終歌(九〇) の左注としてあるその中に仁徳紀の
引用があり、右の一例を見い出す。また、天皇家の葬礼に歌舞等
をもつて奉仕し、献花等儀式の設営にも携る部民集団を「遊部」と

称するのである。

よつて、たとえば、昂進したり、あるいは沈滯したり等の様々の氣を、アソブことによつて解き放ち、穏やかにし和らげ、結果的には落着かせるのである。その手段・方法は各様である。たとえば

梅の花折りかざしつ諸人の遊ぶを見れば都しそ思ふ

(5・八四三、土師御道)

は、天平二年正月十三日の大宰府厅での儀礼的集会の終了後、帥大伴旅人の公邸における遊宴において管絃の樂器を演奏したりの雅びのアソビから、望京の念にかられたのである。また

山川の清き川瀬に遊べ。ども奈良の都は忘れかねつも

(15・三六一八)

は、万葉集の目録によると、天平八年六月に難波津を進發した遣新羅使一行が瀬戸内西航の途次に、安芸国長門の島（現称、倉橋島）に停泊し、ある川瀬に清遊し飲宴した折の五首中一首である。当地の清勝も、久方ぶりに上陸しての飲宴も、作歌者の懷京の思いには及ばぬものとみえる。これも、右の八四三番歌や後出の八二五番歌にみる音楽・舞踊の雅びのアソビの欠如と、痘瘡猖獗の折からの気の進まぬ遣使の途上であるからに由る。ついで

(前略) ほととぎす来鳴く五月のあやめぐさ蓬かづらき酒み
べき遊び和ぐれど (後略)

(18・四一六、大伴家持)

とあるのは、その季節において盛りの植物の香氣・臭氣の高い草花の一茎・一節・一輪を髪飾にして、邪氣を払い、自然の精氣を受け、飲宴に臨んで、人と語らい、鬱屈した氣を晴らすのである。さらに梅の花咲きたる園の青柳を縵にしつつ遊び暮らさん

(5・八一五、土師百村)

は、さきの八四三番歌と同席の歌であり、終日の飲酒もしくは無芸大食でもあるまいし、その席では管絃の演奏や、別途に「遊行女婦」たちによつて広められ、多くに親しまれていた歌曲・舞踊の一番を「拙いながら——」と「都ぶり」ならぬ「鄙ぶり」に試みた者もいたことだろう。この席では

天離る鄙に五年住まひつつ都のてぶり忘らえにけり

(5・八八〇、山上憶良)

は詠ぜられなかつたが、同じ天平二年の正月と十二月との距りはあるものの「都しそ思ふ」の感懷吐露には、誰しも一入あわれを覚えたことであろう。

一一二

さて、これまでには、和歌、またそれらを指定し解説する題詞・左注の分別無く、「遊」についての論を進めてきた。以下は、その後者すなわち題詞・前文（序・書翰・漢詩をも含む）・左注に限り、

そこにある「遊」を検分し、文章中でのそれらの「遊」の働きを見

一一一

詰め、当然ながら調話を及びたい。

そのあたりのことを万葉集に限定するとき、まずは編纂ということに向うことになる。すでに周知のことく、はやくに勅撰に擬せられている歌巻である巻第一・一二両巻相当部分が、元正朝ころにはほぼ安定した機相をみせており、これを統ぐ資料が集積され、のちに巻第三・四両巻へと展開する歌巻をはじめとして、個々に、あるいは部分的に見得べきものが多くなり、併行してそれらへの手入れや仕分けが着々と進められていたことだろう。

ともあれ、天武・持統朝以来の礼樂の整備とそれによる政治体制の確立・維持は喫緊・必須のことであった。養老四年五月癸酉（一一一）条にみえる日本書紀の撰進などは全く別途に、法制上も後

さて、当面の巻第三の巻頭部分は、その「雜歌」部の冒頭歌よりして不審を懷かせる一首である。

天●御遊雷岳之時柿本朝臣人麻呂作歌一首

大君は神にしませば天雲の雷の上に處せるかも（三・一三三五）
これも、何よりも当巻以下の諸巻においては、たとえそれが巻第二「相聞」の部のはじめの方に見得る、いわゆる「歌語り」的な場と時代とにふさわしく歌い整えられた歌どもや、そのほか巻第一・一二両巻その他の巻々の各部立冒頭あたりに配されているいわゆる仮託歌も、そうした場で語り継がれる伝承も、流転してそれなりの形成をみる。それにしても、元正朝における、聖武朝へ向けての、天武・持統朝以来四十数年かけての懸案事項の仕上りぶりは目覺しい。

明日香宮より藤原宮に遷居りし後に志貴皇子の作らす歌

万葉集第三は巻第四とともに、もともと單一の巻としてあり、その編集の意図については、なお確定的なことは言いかねるもの、その成果としての現にある両巻についてみると、巻第一・巻第一二両巻を承けて拾遺的、より以上に後撰的性格のものであることは、はやくより想察されていたところである。ところが、繼承されるべきことどものすべてが受け継がれたわけではない。それゆえの新たな問題も生起している。

大君は神にしませば天雲の雷の上に處せるかも（三・一三三五）
これも、何よりも当巻以下の諸巻においては、たとえそれが巻第二「相聞」の部のはじめの方に見得る、いわゆる「歌語り」的な場と時代とにふさわしく歌い整えられた歌どもや、そのほか巻第一・一二両巻と部立を同じくするにしても、その両巻のことく、いわゆる天皇代標目を立てていないところに因る。それゆえに、題詞発端の「天皇」を明確に特定することに困惑を覚える。

ともあれ、かつて別稿（注2）において、天武・持統朝に即興性と機智的な性格を兼ね備えた作品系列を見出し得ることを示唆したとえば世に秀作と曰される

采女の袖吹き返す明日香風京を遠みいたづらに吹く

(一・五一)

について、通説のごとく旧都哀惜の情をのみ見るのではなく、滑稽・諧謔の感漂うところをも読み味うことがあつてよい、と述べたこと

がある。さらに、当面の柿本人麻呂作歌についても、直後に配列の

天皇、志斐嫗に賜ふ御歌一首(注3)

否と言へど強かる志斐のが強ひ語りこのこ聞かずて朕恋ひに
けり

(3・一三三六)

志斐嫗が和へ奉る歌一首(注3)

否と言へど語れ語れと詔らせこそ志斐いは奏せ強ひ語りと言ふ

(1・三三七)

が

天皇、藤原夫人に賜ふ御歌一首

我が里に大雪降れり大原の古りにし里に降らまくは後

(2・一〇三)

藤原夫人の和へ奉る歌一首

我が岡の籠に言ひて降らしめし雪の摧けしそこに散りけむ

(一〇四)

に同じく、軽妙にして機智的な即興風の歌どもであることに注目したい。

さて、その伝承の伝えるチヒサコベノスガルは、筋力に恵まれた剛直の侍者であった、という。この岳に関しては、スガルをめぐつて次のような伝承が存する。スガルは、雄略帝より雷(紀は大蛇)

加えて、持統紀三年六月癸未(一日)条に、撰善言司が発足し、

その長に志貴皇子が任ぜられたこと、これらが万葉集卷第一・二両巻の内容・成立に深い関連を有したこと強く思うのである。

一一二

かようにして、当面の一二三五番歌に立返るとき、当時につけては、「大君は神にしませば」と詠い出されたことからして、いわゆる天皇讃歌としてこれを享受する姿勢を持っていたにせよ、現地において、第三句「天雲の」から第四句「雷の上に」へと歌い進められたときは、あるいはあの雄略紀六年三月丁亥条、同七年七月丙子条や「日本靈異記」(上巻第一話)に伝わるチヒサコベノスガルを主人公とする伝承が、その場に居合せたなにがしかの人たちに鮮明に想起されたことであろう。いな、むしろ先に掲げた当歌の直後に配列された両首(二三三六一七)に詠み込まれていると同様の、懷しく想起されさえする「強ひ語り」的なものによって学んだものを現地において実修し体得することがこの度の「御遊」(注4)であったのである。

を捕獲するようにとの命を受ける。おそらく、つねづねハタタク雷（ナルカミ）がハシリ、電（イカツチ）としてカミトケした樹のある道すじ（ラロチは三諸の岳のそれがヒロスクあたり）に敢然と赴き、捉え取り、ミカドに奉る。しかし、ハナチヤラフべしとの仰せに従い、さよう取り計らう。

ともあれ、靈異記（スガル没後の墓標をめぐる後日譯）・紀（雄略六年三月丁亥条のチヒサコベノムラジの由来譯）とともに、このチヒサコベノスガルを主人公とする伝承に、さらに彩りを添えるものを伴っている。それらの伝承が、かように育成されきた経緯をめぐってさまざまの「」ともが想われる秀逸の上代説話の一つである。

一一三

かようにはいめぐらせば、当面する三五番歌題詞中の「御遊」は、この伝承を豊かに育み、帝室の貴顯を「此處よ、此處へ」といざなうすぐれた伝承地「雷の岳」へのなごやかな「お出でまし」（桜井満訳注「現代語訳対照 万葉集」旺文社文庫）にふさわしい表記といい得る。

ところで、折口信夫の「口譯萬葉集」には、当該箇所に「行幸せられた時」と和訳を施している。「天皇」の「お出まし」だから、それでも差支えないようなものの、題詞そのものからの隔たりはどう

うなるのだろう。というのは、たとえば、当面の一三五番歌と同巻の「挽歌」部の冒頭歌

上宮聖德皇子出遊竹原井

之時、見龍田山死人悲傷御作
歌一首（脚注省略）

家ならば妹が手まかむ草枕旅に臥やせるこの旅人あはれ

（3・四一五）

についてみると、この題詞の場合、「口譯」は「遊ばれた時」としている。もとはといえば、推古紀二十一年十一月庚午朔および辛未条に、飢者を憐む高徳の聖者としての聖德皇子を「聖の聖を知ること、それ実なるかも」という教説つきの仏教的香氣高い説話中の長

歌謡

しな照る 片岡に 飯に飢て 臥やせる その旅人あはれ 親無しに 汝生りけめや さすだけの 君はや無き 飯に飢えて

臥やせる

その旅人 あはれ

（紀謡一〇四）

を見事に実のある万葉風のいわゆる行路死人歌一首に仕立て直していく。それは、拾遺集「哀傷」の部の

しなてるや片岡山に飯に飢ゑて臥せる旅人あはれ親なし

（20・一三五〇）

の書紀歌謡を直截的に摘出・要約した一首に比する」とで明かである。

なお、ここに至つていま一度、当面の課題としてきた「三三番歌」の題詞中の「御遊○○之時」について、さきに折口口譯が「行幸せられた時」としていることに躊躇の色を示したことに立ち戻る。右に参照した聖德太子伝承をめぐる万葉歌四一五番の題詞中の「出遊○○之時」については、この場合は太子だから、すんなりと折口口譯は「遊ばれた時」、桜井訳注は「お出かけになった時」とした。

しかし、同一伝承について靈異記（上巻第四話）が「遊観幸行」〔注5〕とするような場合、それらとの差異をきちんと口譯に示し得るかとの問い合わせなのであった。漢字表記したものと和訓する時は、対応する和語の乏しさに因るからということで済まされもしようが、現代語として和訳するにはなお少々の配慮がほしい、と思うのである。

二
一
四

聖徳太子の登場する舞台も、推古紀における大和の片岡山の麓から、万葉集においては河内の竹原井（聖武朝には離宮）へと遷移した。六国史における「竹原井」は、元正帝の靈龜三年二月壬午の日

(十一日) よりの難波宮宣幸に際し、和泉宮を経て辛卯の日(二十二日) 還幸の前日庚寅の日に頓宮の名として初出する。

月まで、四月内戊（十七日）条にみると、祈雨するも効驗なく、降雨を見なかつた。これより後、同年九月に入り、丁未の日（十一日）平城京を進発した鳳輦が美濃國の不破の行在所に甲寅の日（十八日）に幸し、丙辰の日（二十日）同国當耆郡の多度山の美泉をご覧じ、甲子の日（二十八日）還御なさつた。一箇月おいて十一月癸丑の日（十七日）には、今回の美濃國において嘗せられた醴泉を大瑞として嘉し、靈龜三年を養老元年と改めるとの詔を下された。かくて、天皇みずからのお行幸による觀望・遊覽によつて、瑞祥の獅（カリ）は優に達成された。

雄略紀における四年二月の葛城山での射獵の際には、一言主神と「与に遊田を盤しげ」、同年八月庚戌条には吉野の河上の小野において「蜻蛉を讃めて歌賦」みし、口号したこと、同五年一月の校獵に際しては、「嘆り猪、直に来りて天皇を噬ひまつらむとす」ことのあつた後、懦弱な舍人を斬らんとする天皇を皇后が諫止したことのあつた一日を顧みた天皇が、「万歳」と唱えての後に「樂しきかも。人、皆禽獸を獵り、朕、善言を獵り得て帰る」と述べられた、とある。

雄略紀には、かような記事が集中的に安排されている。その中の四年二月条の末尾には、「この時に百姓咸言みなごんさく徳有とくありします天皇なり」との讃頌を埋め込んでいる。同様に、元正帝の美濃國多度山行

幸は、まことに深遠な慮謀に基づく幸行である。

一類がある。その中の一首として、

さて、さきの聖徳太子を主人公とする伝承に立返つてみると、そ

こにあるウタの歌体も、記述の用語も、それぞれの伝承を収載し成書化する意図等に沿つておのずと独自のものとなつて行く。「出遊」

（万葉集）「遊行」（書紀）とそれぞれに少しく異り、靈異記では「遊觀幸行」となつてゐる。事は、当然、単にこれだけに止まらず、太子像の形成・造型に大きく干与してくる。この太子伝承は多岐にわたつており、言及をこれにとどめることとする。いまは、万葉歌（3・四一五）に限つて重ねて題詞に注目したい。

最前、元正朝における、靈龜より養老への改元を、雄略紀において「善言」のカリを引合いにして、瑞祥のカリとして把握し直すことがあつた。この四一五番歌の題詞において「竹原井に出遊時」と聖徳太子伝承について規定することも、元正朝における諸事態の推移の関涉するところが大きい、と改めて思うのである。

二一五
なお、この際、聖徳太子伝承にかかる万葉歌（3・四一五）の題詞中に見える「出遊」を手がかりに話題を展開して行く。

万葉集中、特異な話題・歌材を取扱い、歌中に仏語・漢語までも使用している歌巻もある巻第十六。その中に、いわゆる戯咲歌の

新田部親王に獻る歌未詳なり

勝間田の池は我知る蓮なし然言ふ君が聲なきことし

（16・三八三五）

右、或有人、聞之曰、新田部親王出遊于堵裏。御見愛。於時語婦人曰、今日遊行、見勝間田池（後略）ここにも、聖徳太子に仮託の万葉歌（四一五）の題詞においてすでに見た「出遊」があり、同じくその祖型としての推古紀中に「皇太子遊行於片岡」とあり、さらに万葉集卷第一には、磐姫に仮託の歌群の最終歌（九〇）の左注に引用の仁德紀の「皇后遊行紀伊國」が見え、はやくにこれを参照した（一一一）。

右の三八三五番歌の「出遊」と「遊行」とは相対応するもので、新田部親王の邸が、いわれるよう右京五条坊（いまの唐招提寺がその邸宅敷地にほぼ該当する）であり、そこから出遊したとすれば勝間田池（未詳）へはさほどの遠方ではあるまい。気張ることのない散歩、はや死後に近い語で言い換えると氣散じな遊歩・漫步に出かけたのである。親王が「何惜きこと腸を断ち、得て言ふべからず」と嘆賞するばかりなので、婦人が「ちょっとそこいらへお出かけになつて、格別珍貴なものにでも出会えたかのように偉そうにご

託宣めかして何を仰言つてます」と、まづ水を差すような軽い受け方をする。さらに、件の婦人は、親王の話題になさる「灼々たる^x蓮花」が幻であるばかりか、王には「恋」どころか、皆さんの見事とおっしゃる「髪」だって無いも同然じやないですか、と事實を在げた歌で戯れた、という。

同音（×左付き「怜・蓮・恋」）の響き合い等（注6）のこともあり、何としても和語では、これだけの迫力は出せない。それはともかくも、「遊行」は、あちらこちらと定めなく、浮かれ歩くことだが、仏語では僧侶が諸方を行脚して修行することをいう。

ついでながら、「遊行女婦」（6・九六六左注、8・一四九一題詞、18・四〇四七左注、四〇六七左注、四一〇六歌末注、19・四三三一題詞、四三三七左注）について一言する。これも、声が掛かれば各処へ出向き、気のすすまぬ席でもつとめる。洒落つ氣で、これを仏家の修行に見立てたのではないだろう。

彼は、三月二十五日夜裏の「恋緒を述ぶる歌」（17・三九七八一八二）の左注においても「ユクリナクトモ」と上手に隠蔽しているが、歌中にその証跡明かである。もはや、ここに至れば税帳として上京する彼は、その詩義を肥やすことをあらわにする。たとえば、いわゆる越中三賦の「二上山賦」（17・三九八五一八七）は独詠であるが、さきの上巳の節目前後の、池主との高揚の中の、とくに長歌を主とする贈答に伴う緊迫感のたまらなさが懷しく蘇り、四月二十四日に「布勢の水海に遊覧する賦」（17・三九九一九二）を短時日のうちに作ると、池主は意を迎えたのか「敬和する」一首

天平十八年秋に越中國守として着任した大伴家持にとって、この国におけるはじめての冬は思いのほかに厳しく、大いに苦痛を覚えた。天平十九年の正月に入って、中ごろからのことであろうか、家持は病臥の床にあった。病状ようやく平穡を取り戻してきたころになると、業務予定として割当られていたと思われる、四度使の一つにかかわっての帰京が近いことを強く意識していたのである。しかし、□^xよりも病中のゆえと言訳しながら、もう京への想いは彼の内に発動している。小稿においては、これ以上の言及は避ける。少しではあるが、他節において、言及する、二月二十九日より三月五日及び大伴池主との歌合戦とも言い得べき贈答も、これを仕掛けたのは明かに家持である。

三一 1

大伴家持の文芸的創作は、結果的に、何としても越中國守時代をもつて画期を成し、その最盛と充溢の時を見る。その一端について、一面的なものながら、はやくに長歌体歌をその一指標として考察するところがあった（注7）。

(三九九三) 一絶(短歌三九九四)を二十六日に「追和」している。ついで、翌二十七日には「立山の賦」(四〇〇〇一〇一)を、池主が二十八日に「敬みて和する」一首(四〇〇三)一絶(短歌〇四、四〇一)を、同月三十日(家持)と五月一日(池主)に「援ひ難くし(四〇〇六一〇七)」「禁め難い(四〇〇八一〇)」「生別」の「悲情」を述べ合っている。

七一八八)と、家持ならびに田辺福麻呂あるいは久米広繩らと同時の作(18・四〇三六一四三)・(同四〇四六一五)・(19・四一九九・四〇一)とを問わず、それらにおける冒頭歌の題詞には、すべて布勢水海の「遊覧」と記してある。かように、それらの歌中では「布勢の海」・「布勢の浦」と詠じようとも、「布勢の水海」とあれば、布勢水海に関しては「遊覧」で一貫している。

越中國在任中の大伴家持は、地方官生活中の文芸活動の範の一つとして、万葉集の卷第五を意識していたことは明かである。この歌巻は、父大伴旅人が大宰帥として筑紫に在った時の旅人の作品と、彼の周辺にあって筑前国守として上司大伴旅人と直に接触すること多大であった山上憶良等の作品が密接に関連する状態で配されるものを主体とする歌巻である。

いうまでもなく、その後には、大伴旅人帰京以後の山上憶良の散文的な長歌と長大な散文との、一体これが歌巻なのかと思わざるを得ない部分がある。家持はこれにも心を深く潜め、「世の中の道」(5・八九二・九〇四)・「世の理」(5・八〇〇)といふ彼の人生観の趣を述べたのである。詩中に「覧遊」とあるは句末押韻の法による。

この第一群における「遊覧」の語は、前記のとく「布勢の水海

に遊覧する賦」(家持)「同敬和の賦」(池主追和)と第二群に及ぶ。

これは、巻第十八・十九の両巻において、家持単独(19・四一八

三一三

といふや、この巻第五には、仙境に遊ぶ類のこととを主題とする作

品の一群（大伴旅人・山上憶良・吉田宣らによる八五三一八七五）がある。

冒頭に「遊^二於松浦河^一序」（八五三前）があり、以下「同序」中に「玉嶋之潭遊覽」の（吉田宣の八六四序には「松浦玉潭」とあり）、ついでをもって卷第六に目を転ずれば、天平六年三月の「難波宮に幸せる時の歌」六首中に守部王応詔作歌に「遊覽住吉浜還^一宮之時」（6・九九九左注）を見る。なお、この際に水辺への行啓歌を

も合せると、元正太上天皇が天平十六年に難波宮に滞在中に「御船（綱手を以て）江を涉り、遊宴せし日」の作歌（18・四〇五七左注、四〇六一左注。両者別日）を見出でる。

ここに以前のものを含め、「遊覽」を一様に展望すれば、当座の課題とする遊覽とは、日常的世界より勝景に遊び、心身を解き放つ（注8）。これによって減衰した気を回復させる。あるいは、先賢由緒の地に赴き、それら先人の遺業・遺風に思いを致し、後日の我が業におのずと活かせるよう自覚を新たにする。かように、さらにより多くを具体的に思いめぐらし得ると思う。

しかし、万葉集の時代においては、京都の所在はおおかた大和国・攝津国・近江国・山城国であった。攝津国の難波、近江國の大津を例外として、大概の期間は水海に恵まれていなかつた。したがつて、行幸啓に限らず、大景のある海辺に出向くことへの期待、赴いた折

の心的躍動は、すべてにおいて並外れたものであつた。

何よりも、食膳に上せられたものが、海のものに限らず、新鮮かつ豊富であること（注9）は、旅の遊樂の最大なるものであつた。そうしたものに支えられてある、旅の文学の存立条件の様態を考えずばなるまい。なお、別稿（注10）において、人麻呂を介して、少しくこれに言及することがあった。

これを再び、いまは山部赤人の作品によつて眺めることとする。

天地の遠きがごとく 日月の長きがごとく おして難波の宮に わご大君國知らすらし 御食^{ムカシ}つ國日の御調と 淡路の野島の海人の 海^{ミヅ}の底沖^{ハタハタ}いくりに 鮑玉^{カキ}さはに潛き出 舟並めて仕へ奉るが貴き見れば

反歌一首

朝なぎに梶の音聞ゆ御食つ国野島の海人の舟にしあるらし

（九三四）

当歌の制作時期を詳かにしないが、神龜元年十月の聖武帝の難波宮御幸を題詞に記しとどめる笠金村の作歌（6・九一八一三〇）に準じての取扱いが許されよう。また、長歌中の「鮑玉」は、一般に文脈より「鮑」そのものと理解している。

反歌において、朝なぎを利用しての奉仕の海人たちの貴い盛情を、第二回において「梶の音聞ゆ」と耳に快くかつは象徴的に詠じてい

る。長歌にあっては、詠い出しから前半部においては、伝統を正統に継受したかたちで叙し、後半においては、「御食つ國」「淡路の野島の海人」が漁撈で取り出た供御料としてのアハビを、船を連ねてお届けしようと精出しているのを、天皇の威徳を讃える歌に仕立てている。

それは、神龜三年九月十五日の印南野行幸時のものとして支障を覚えないと思われる、同巻の山部赤人の作品である九三八番歌の一連にあっても、同様に宫廷從駕の歌人としての役割を見事に果し得ている。

三一四

越中守在任中の大伴家持は、天平十九年の春は、二月中旬まで病床にあって悲傷の思いの中についた。かような折に、下僚で遠い縁者の大伴池主の見舞を受けた。池主の、国府の職員一同の希望でもありますから、上巳の日には、ぜひお出ましをとの誘いは嬉しかった。しかし、時日は切迫したもの、期待のままには体力の回復は叶わなかつた。

同月の二十九日に前文を附した「悲歌」二首（17・三九六五一六）を池主に送つたことから、思いがけず、三月五日に及ぶ頻繁な贈答となつた。その終結を告げた短歌一首（17・三九七六一七七）

には、前文（書簡）と七言律詩一首まで具備していた。

その前文末尾近くに、池主に対する家持の謙辞「いわゆる文章は天骨にして、これを習ふに得ず。あに字を探り韻を勒^{レバ}さむに、雅篇に叶^{セヨ}和するに堪へめや」（三九七六前文）とあり、以下二文二十一字が続き、元暦校本のみこれで了る。温故堂本及び諸版本は大字であるが、他の古写本は一様に小字三十八字で、さきの引用のうちの後文「あに」以下に対する、恐らく家持自身による別案（注11）実は「初案」と想われるものが存する。この部分に「豈殊^{シテ}將^シ石間^シ瓊^シ唱^シ声遊^シ走曲^シ」の一文があり、そこに課題とする「遊」が見える。

小稿では、この下半六字についての言及に止める。「走」は「新編古典全集」が前文本文中の「下僕」についてその頭注（注12）においても指摘するよう、元暦校本は「走」であり、右に繕て「惟下僕」の書入がある。さらに「走」については、三八六九番歌左注、つまり卷第十六の「志賀白水郎歌十首」（三八六〇一六九）の左注に、筑前国宗像郡の百姓宗像部津麻呂の申入れに対して、同国津屋郡志賀村の白水郎荒雄の返答中に「走雖^{シテ}異^シ郡、同^シ船日久」とあるを参照すべきをいう。

つまり、「走」は津麻呂の発言中の「僕」に同じく一人称の謙称であり、「文選」李善注本（卷三・35丁オ）の張平子「東京賦」の

「走雖不敏」に薛綜の注とし曰う、「走、公子、自称、走使之人なり。
如今言ハ儀矣」と。

さて、当面の三九七六前文中の小字「初案」部に見える「唱声遊走曲」について「新編古典全集」は「声に唱へわが曲に遊ぶ」と訓じ、「遊走曲」に注して「未詳。自分勝手に詩を作つていい気になる、の意か」とし、この六文字対応の口語訳は「他人が歌うのを猿まねして歌う」とある。右のように「未詳」とあるので、不明の身ながら、あえて異見を示してみよう。

訓は「声に唱ふるにわが曲に遊ぶ」とし、「声に出して歌うのに自己流の節回しで歌う」ではないかがであろう。なお、この箇所についての譲見の陳述は、本稿では遊離しがちなもとのなるので、別途に大伴家持の論として呈示することにしよう。

三一五

引続き、天平十九年（一月）十九日以来の、大伴家持と大伴池主間の、累次の歌・文・詩の贈答の中、上巳の節における家持からの

「更に贈る歌并せて短歌」（17・三九六九—七二）の前文に見える「以稚時不_レ涉遊藝之庭、横翰之藻自乏乎_レ彫虫焉」について、これを「遊藝之庭」のみに限って見て行く。
これについては、既に多くの指摘を見る。【論語】卷四篇（注13）

に「志於道、學於德、依於仁、遊於藝」とあり、司馬長卿「上林賦」に「乘法駕、建華旗、鳴玉鷺、游于六藝園」（注14）とある。【論語】の「藝」は「の」の「六藝」（礼・樂・射・御・書・數）のことである、と朱熹「論語集注」に見える。謝希逸「宋孝武宣貴妃誄一首序」に「游藝殫數、撫律窮機」（注15）とあり、揚子雲「解嘲一首序」に「爰清爰靜、游神之庭」（注16）とあるに接すれば、今は「遊藝之庭」と見出だせずとも、概略ながら相当の境への接近を果し得たことと思う。

ついでは、同じく家持のみに見得る語として「交遊」がある。この語は、「文選」たとえば司馬子長「報任少卿書一首」に次の二例を見る。(1)「不能」(中略)以為宗族父遊光寵」(1)「交遊莫教」(注17)これを家持に就くに、卷第四の六八〇番歌の題詞に「大伴宿祢家持与交遊別歌」(六八〇—八一)とあり、同性の友人との間に中傷の言でもあってか気まずい思いにあるのを心痛して、関係の修復を願つての相聞三首の題詞である。この文脈では、交友・朋輩に同じい。

ついでは、卷第十七にある「霍公鳥を思ふ歌」とある一首(三九一四、田口朝臣馬長)の左注に「右、伝へて云はく、一時に交遊集宴す。この日ここに、霍公鳥鳴かず。仍りて件の歌を作り、以て思慕の意を陳ぶ。」と見える。上記について「ただし、その宴する所

并せて年月、未だ詳審らかにすることを得ず」とある。これは、大伴家持の日録的歌巻である当歌所載の巻第十七以下四巻中には、随時伝聞のままに挿入したものが少くない。これもその中の一首である。この該当部分も、前出の巻第四の六八〇番歌題詞中のそれに等しい。

四一 一

残余の二語のうち、大伴関係のものから検する。大伴旅人が大宰帥として筑紫在任中、神龜五年のおそらく春のうちに、その妻大伴郎女に病気により先立たれた。都より勅使として式部大輔石上朝臣堅魚が、弔慰のために差遣された。

事を終えて上京の勅使と隨員一行とを、大伴旅人が案内して「共

登[△]記東城[△]而望遊之日」に、石上堅魚の作った歌

ほととぎす来鳴きとよもす卯の花の共にや來しと問はましものを
(8・一四七一)

一首の左注に「望遊」と見える。課題の語は後に見るとして、当面の一首は、それに対する大伴旅人の「和ふる歌」

橋の花散る里のほととぎす片恋しつ鳴く日しそ多き

(一四七三)

四二

卷第十の「春雜歌」の部において「野遊」をもつてする四首(一八八〇—一八三)がある。具体的に「春日野」におけるそれであると

であることを答えて、「るところから、この「望遊」により、使者である私どもを御慰勞下さるお氣持はありがたく存じますが、卯の花とともにあるホトトギスに亡き奥方の近況を尋ねられたらよろしいのですが——」と、沈みがちな大伴旅人への弔慰の氣持を込めたものとみてよからう。

さて、それはそれとして、この「[○]望遊」という語について、「新編古典全集」が頭注において「和製漢語か」と指摘する(注18)ごとく、「文選」語でないだけでなく、一般的でない。さきに、「遊覽」を「覽遊」とするもの(17・三九七三前の大伴池主作「七言晚春三日遊覽一首」中)があつたが、それは押韻の都合でのことであつた。あるいは、これは「觀望」「遊覽」の複合縮約的なものでもあろうか。

右に言及した池主の七言詩を、大伴家持が三九七六番歌前文において「晚春遊覽之詩」と称し、翌日も引続いて贈られた池主の和歌を、同じく家持が「相招[○]野之歌」と呼んでいる。これは、次に言及する「野遊」への誘いの歌である。

する前半二首と、排列において第一首

春日野の浅茅が上に思ふどち遊ぶ。今日の日忘らえめやも

(一八八〇)

に応じたかたちになっている

春の野に心延べむと思ふどち來し今日の日は暮れずともあらぬ

か

(一八八一)

は、「遊ぶ」の理会にも有効である。第四首

ももしきの大宮人は暇あれや梅をかざしてここに集へる

(一八八三)

は、「野遊」としてある一群中に含まれてある。そうした性格の一
首に呼びこまれてあることにおいて、この「插頭」は、いまだ十分
に呪的性能の存する呪具たり得る。それが、みやびかな集いにおける
「大宮人」の「梅」の「かざ」であろうとも、かくてこの一首
にも、前歌同様の意義を認めたい。

卷第十六の三八〇八番歌の左注に「郷里男女衆集野遊」と見える。

「野遊」を、三八〇八歌上句「住吉の小集樂に出でて」や、天智紀
九年四月条に見える「童謡」(わざうた)として置かれてある一首
の歌謡(紀謡一二四)の冒頭三句「打橋の頭(つめ)」の遊びに出で
ませ子」を参考に、橋のたもと等で行われる歌垣の類、と理解する
のは「新編古典全集」である。従うべきであろう。

四-3

「野遊」にもかかわり、ついでをもつて述べれば、かの巻第十六
のいわゆる竹取翁歌(三七九一)前文に「季春之日登丘遠望」の
一節がある。ところで、当面の巻第八の一四七二番歌の左注には
「登記夷城而望遊之日」とある。

例によつて、「文選」に曰をやれば、潘安仁の行旅詩が見える。

潘岳が河陽県令として「河陽縣作一首」(注19a)をものし、その
第一首に「日夕陰雲起、登城望洪河」があり、第一首にも
「登城眷南顧、凱風揚微綃」と懷鄉をにじませる。また、懷県令
時の彼は「在懷縣作一首」(注19b)をのこし、第一首に「登城
望郊甸遊日歷朝寺」(注20)、第一首にも「登城臨清池」を
見る。河陽県においては、県令として当地にあるからには職責を完
うしたないと希うのみと叙し、次いで懷縣に転じては、任地にしての
都への思いを述べる。

懷県での第一首においては、後半に至り「信美非吾土、祗攬
懷帰志」と懷郷の志の強いことをよく示している。これは、大宰
帥として筑紫にあった大伴旅人が、当地離任の大宰小貳石川足人に
さす竹の大宮人の家と住む佐保の山をば思ふやも君

と、都への思いを問われては

やすみしし我が大君の食す國は大和もここも同じとそ思ふ

と建前をもつてし、また別時に、防人司祐大伴四綱に

藤波の花は盛りになりにけり奈良の都を思ほすや君

(九五六)

と尋ねられると、たとえば

浅茅原つばらつばらに物思へば古りにし里し思ほゆるかも

(三・二二)(○)

などと、本音をもつてする。当面の潘岳のこの懷県での作においては、結収部が建前で、中途において左のように本音をもつてしていふる。

京師より赴任しての行旅にある者の積愁には、大差のあるべくもない。こうした行旅詩は、彼ら大和びとの心を強く捉えたものであつた、と思われる。

さて、その「カル」という行為は、計画的か衝動的（または、機

を逃さず）かども、後者であつても前段階的な、あるいは実は潜在的時間を無しとはしない。また、何のためにカルかとなると、本稿の初にかかわって述べれば、広義には、鎮魂のための呪術的行為に入用なのである。そうした概念を伴わざとも、それは定時的・慣習的行為（その多くは祭祀・神事に及び、宗教的なものに相渉ることとなつたもの）に類同し、類似する行為である。そのカル行為が、単に個人・少數者だけのために行われたものであることが多からうが、さきにみた（一・一、1・九〇左注）ように、神事等に供齋するものをカルのであって、草木・魚鳥等が主体であつたろう。

それが、政治・宗教との関涉が強まるごとに、そこにも、当然、有資格者のみに限定したり、「部」の存在をみるとこととなり、カル行為

るのである。しかし、何かについて、カルために探し求めることが前段階としてあり、結果までの経過は、その手段・方法等を含め、実に多岐にわたり様々であろう。

五一

が特定の「聖」なる所に限定されることになる。その行為は、あるいは大仕掛けでもって、さらには重大な意義を負わせて、精魂こめて奉仕すべきものとなる。

五—2

雄略即位前紀に、安康帝が市辺押磐皇子を縦嗣と期されたことを、大泊瀬皇子（のちの雄略帝）が恨み、イチノヘノオシハを謀殺する。つまり、校獵（巻狩）に誘い、騙し討にする。その勧誘のことばに願はくは、皇子と、孟冬陰を作せる月、寒風凜然たる辰に、郊野に逍遙びて、聊に情を娛しひしめ騁せ射む

である（注21）。
これより、われわれは二つのことを読み取る。まず、郊野において騎射することに「娯しひ」を見出していることを知る。書紀の「娯情」が「芸文類聚」では「娯遊」とある。試みに、「文選」の曹子建「七啓八首」（注22）に

駢駢は用て思ひを蕩するに足り、遊獵は以て情を娛しましむ可し。

雍容暇豫して、志を方外に娯しましむ。これ羽獵の妙なり。と見える。屈した思いを発散させ、心を世俗と無関係なところで楽しませてくれるのが獵のこの上ない娯しみだ、といつてゐる。一方、

次のような意見の紹介もある。

田游駢蕩、利刃駿足は、既に老氏の戒むる攸（注23）
ついでは、風土の差異を超えて、その獵季が参考になる。わが国官人の考試に「文選」が必須であつて、その教養が施政に影響したことことが十分考えられるからである。

前引の雄略前紀の、前半の典據とする「西京賦」には「於是孟冬作陰、寒風凜殺」とある。その季節の注（注24）には「札記曰、孟秋、天氣始肅、仲秋、殺氣浸盛」と見える（注25）。

なお「文選」に依れば、楊子雲「羽獵賦」（注26a）に「玄冬季月に、天地隆烈なり」と見え、また司馬長卿「上林賦」（注26b）には「秋に背き冬を涉りて天子校獵す」という。

かようやく、「文選」およびその注につくのみでも、秋季に入るや、月を追うてその気が肅殺に向う。これを再び「文選」に徵するに、「白齒の素節、月既に衣を授くれば（中略）將に気に因りて以て殺を効し」（注27a）「天道に順ひて以て殺伐」（注27b）となることとなるのである。以上、これを要するに、秋より冬にうつるに従い、生気が減衰し、殺気が強盛に向うので、冬獵に従うこととなる。

以下、卷第一の四四番歌に左注としてある、持統紀六年春の伊勢行幸をめぐる、三輪高市麻呂の重ねての諱奏のことを交えて、「王者の狩」ともいうべきことを、本土ならびに海彼のあれこれを参照

して、さまざまに語る予定であった。しかし、紙幅が嵩むので省略した。なお、この一件については、辰巳正明「人麻呂の吉野讃歌と中国遊覽詩」（『万葉集と中国文学』二 柿本人麻呂と中国文学、第二章、八七一八八ページ）等に考察がある。

五—3

万葉集において、万全とは言えないものの、狩獵をよく詠い上げている作品としては、山部赤人の吉野從駕歌一首一連（6・九・三一九二七）中の後の長歌・反歌各一首を示し得る。すでに、卷第六の編輯時において「不審」のままに、一往、聖武帝の神龜二年五月の吉野離宮行幸時の笠金村作歌の後に排列してある。

（山部宿林赤人が作る歌）

やすみししわご大君は み吉野の秋津の小野の 野の上には跡
見据ゑ置きて み山には射目立て渡し 朝符に鹿猪踏み起し夕
狩に鳥踏み立て 馬並めてみ狩そ立たす 春の茂野に

（6・九・二六）

反歌一首

あしひきの山にも野にもみ狩人さつ矢手挟み騒きてあり見ゆ

（九二七）

て渡し」と見える。「跡見」は獣獸たちの在り処を探るために足跡を見出し、その新古を判別し、それを随けて探し出すことを仕事とする者たちのことである。それは、草木のざわめき・そよぎや、鳴き声等、鳥獸の動靜も見張り、聴き耳を立てるのもその仕事である。

「射目」は、卷第八の一五四九番歌に「射目立て跡見の岡辺」、また卷第九の一六九九番歌に「射目人の伏見が田居」とある」とく、「射目」は「射手」が身を隠し、しかも発射するなどに都合のよい用意のものをいう。「立つ」は、この場合、「射目」を射手の行動に具合よくしつらえることである。また、後者の地名「伏見」が連接するのは、物陰に潜んで物見するからである。

ところで、さきに歌中に見えない「射手」を使用したが、反歌九二七番歌には「さつ矢手挟み」さわく「み狩人」がこれに相当する。通常の狩獵ならば、「勢子」が要る。さきの「射手」同様歌中には見当たらぬ。しかし、「朝符に鹿猪踏み起し」「夕狩に鳥踏み立て」とある、その「踏み起し」「踏み立て」するのが勢子の役目である。これは、後掲の「遊獵」全三例中の第三例卷第六の一〇一八番歌の前文的題詞より、のちに掲出する部分の後に

小さき歌都里の中に泄走す。ここに適に勇士に値ひ、生きなが
らにして捕られぬ。

まず、長歌には「野の上には跡見据ゑ置きて」、「み山には射目立

とある。この「勇士」も、漢文的文飾であれば、あるいは「勢子」

的士卒たちの一人でもあろうか。「勢子」は、さきの反歌九二「七番歌の「み狩人」中でも「^{サガ}狩子」(注28)と称される補助者であり、その日のために狩り出された人夫である。

六一 一

ここに至り、本稿のとどめとして、残るところの「遊獵」に及ぶこととなつた。

天皇、宇智の野に遊獵する時に、中皇命、問人連老に献らしむ
歌

(一・三、四題詞)

天皇は、歌巻自体が天皇代標目で明かしており、舒明天皇である。「宇智の野」については、かつて、語彙として「野」を大野・小野と対にして考察を試みた(注29)。

「遊獵」歌は、以下当歌と同巻の天智朝の蒲生野遊獵歌(一〇〇)、卷第六の聖武朝の高田野遊獵歌(一〇一八)と三首を挙げ得る。しかし、「遊獵」と同称するも、歌とともに突き詰めて見て行けば、その間のゆれの大きさは歴然としている。

そのままきはる宇智の大野に馬並めて朝踏ますらむその草深野(四)

人連老が代作し、舒明天皇に誦詠し獻上した、という次第が題詞に明記してある。由来のかなり明かな一首である。ただし、誦詠を前提とするから障礙を覚えぬが、音節数を意識すれば、反復誦詠の

「みとらしの梓の弓の中弦の音すなり」の部分は5・7・5・5であり、しかも結句部では一句不足する。

狩獵への出動に当つての弦打ちの儀を想いやり、祈を捧げる者の歌である。伝統的な儀式のための呪的性格を有する儀礼歌である。

型に則り、獵具であり、悪靈を寄せつけぬ呪力を備えた武具でもある弓を讃めることによって、天皇ら獵に従事する者たちの、無事と幸の豊かさを予祝する祝歌もある。舒明朝にあつては、こうした「遊獵」には欠かすこと相ならぬ「献歌」であった。

つまり、「献歌」する主体が、神と強く交感し得る女性、しかも天皇と神との中立ち可能な血を受けた者でなければならぬ。それが、初期万葉に登場する「中皇命」である。その女は、その庭に出で立たずとも、それが間近に響かずとも、「我が大君の」「みとらしの梓の弓の中弦の音すなり」と言い放つことができる。他と画然と分ち得る優品、そうした物を日常的に愛用し得る身分のある者、ということで、「我が大君」の存在感は確然している。

その自信に満ちた長歌で誦される「反歌」

たまきはる宇智の大野に馬並めて朝踏ますらむその草深野(四)の何と耳に新鮮なことであろう。大地に優る虚空の大きさ、遠景として見る集団の一景、その中にあって帝の雄姿は一際鮮明である。

天皇、蒲生野に遊猟する時に、額田王の作る歌
あかねさす紫野行き標野行き野守は見ずや君が袖振る

(1・1〇)

皇太子の答ふる御歌（脚注省略）

紫草のにはへる妹を憎くあらば人妻故に我怨ひめやも（一一一）
紀に曰く、「天皇の七年」卯の夏五月五日、蒲生野に縦獵。
す。時に、大皇弟・諸王・内臣また群臣・皆衆從ふ」といふ。
あまりにも著明である。卷第十六の巻末近くに見える「乞食者」が詠
ふ二首】中の前者（三八八五）「鹿のために痛みを述べて作る」一
首の歌い出しから間もなく（一首の前から四分の一くらい）に「四
月と五月との間に薬狩仕かる時に」とある「薬狩」が、今回の「獵」
の主であった。生薬採取のために動植物を狩るのである。同じく
「薬獵」であつても、推古帝の十九年、また二十年五月五日の大和
国菟田野また羽田におけるそれらとは規模、特にその意義において
その差異は大きい。

卷第六の一〇一八番歌の平城京東南郊高円山麓での遊猟よりも、
より以上に宫廷的であり、とりわけ、天智帝が称制を廃し、正式に
即位して第一年の、最初の宫廷人うち揃つて遠出しての一大行事

であった。京都・近江大津からの距離も、右の卷第六のそれとは違
い、人々の心氣を新たにさせるに十分であった。

百濟からの多数の亡命・渡来の人々を加えての、新政權の威信を
内外の多数者に誇示するために、衆智および時間を取り用いて練
り上げられた企画の下での政治的な催事である。弓箭・刀剣を帶し
ている者に害心を起させぬだけの自信も備わっていたであろうが、

第一義的な「野守」だけではなく、突發的危機に備えての警備・防
衛の要員の配備されている「標野」（禁野）での「縦獵」である。

一般には、帝王を中心に行事に形成された集団に対して、催事と
しての狩獵開始の合図の太鼓が打鳴られ、集団としての隊形を解
き、獵に従う者を隊列から解き放ち、行動に赴かせるのである。そ
れは、鼓吹による合図（注30）でもって開始・終了とともに告げられ、
ある時には、選ばれ訓練された者たちによるパレード的なもの、騎
射等の競技的なものあり、それでいて、参加の女性たちや怯懦な者
たちに恐怖や嫌惡の感を懷かせない、血生臭くないものでなければ
ならなかつた。一部には、従来見慣れぬところもあるが、何よりも
見栄えのする園遊会的な性格のものであつた、と思う。

十一年己卯、天皇、高圓野に遊猟する時に、小さき獸都里の中

に泄走す。こゝに適に勇士に値ひ、生きながらにして獲られぬ。

(後略)

右の題詞の下にある短歌一首

ますらをの高圓山に迫めたれば里に下り来るむざさびそこれ

(6・1〇一八)

およびその左注によれば、情況はさらに明白となる。題詞中の「小獸」とは、題詞末尾の注および一首の結句により、むざさび（ムサビ）である。短歌作者は大伴坂上郎女で、聖武帝が天平十一年に

催した、平城京東南郊の高円山麓での校獵の際、追い詰められて遠

巻きの勢子たちの間をかい潜って人里へと逃げ伸びたところを生け捕られた、という。それを右の一首を添えて、天皇の御座所に献上しようとしたが、それまでに命運尽きたので沙汰止みになつた、といふ一件である。

右の「遊獵」は、宮都の近郊における、雅びの一環としての、禽

獸狩りである。猛獸の類は回避し、遠退け、つまり、できるだけ危険の伴わぬようにする催事である。

都市的生活の中につれて、遠出叶わぬ者たちにも、遠巻までの物見遊山（ピクニックにでも出かけるくらいの気軽さでのシヨー見物）として參觀可能な催し物であった。

（二四三番歌について、第三句の「白雲」に注目し、これに予兆を観じ、上二句に予祝の意をこめ、変易の相の不易・永続の相たらんことを乞い願う一首との理解を示す〔注3〕）。

七-1

従来、検討・考察し来つた事例は、すべて「（ ）遊」か「遊（ ）」かであった。ところが、残る一事例は「皇子遊（地名）（之）時」である。しかも、その皇子たちは、ともに天武帝と大江皇后（天智女）との皇子、長・弓削兩皇子にかかる、柿本人麻呂作歌であるか、歌集歌として異伝歌を有する。

まずは弓削皇子歌よりする。

弓削皇子遊吉野時御歌一首

瀧の上の三船の山に居る雲の常にあらむと我が思はなくに

(三・一四二)

次いで、当歌は

春日王の和へ奉る歌一首

大君は千歳にまさむ白雲も三船の山に絶ゆる日あらめや

(一四三)

を随伴している。そこで、一四二番歌の理解に当つては、次歌よりの反照も可能である。

ところで「史記」項羽本紀（注32）に

「吾令『人望其氣』皆為龍虎成五采。此天子氣也。急擊勿失。」
とあるが、これは「望氣」といい、空の雲の気を見て、たとえば次
歌のように人事の吉凶を占う、をいう。

かくのみし恋ひや渡らむ秋津野にたなびく雲の過ぐとはなしに

（4・六九三、大伴千室）

また、さきに卷第十七・三九六九歌前文（家特作）中の「遊藝之庭」

について参照した謝希逸「宋孝武宣貴妃誅并序」中にもこの望氣の
一件が見える。すなわち、「視朔書氣、觀臺告授」（注33）とある。

「視朔」とは、雲氣を観望し吉凶を判する職官であり、「觀臺」はそ
の望觀の施設である。また、李善注本の指示により「春秋左氏伝」
につくに、僖公五年正月辛亥条に「公既視^レ朔遂登^レ觀臺以^レ望而書。
礼也」とあり、「視」については、「周札」（春官賦役）および同書
の鄭玄注（卷二十五）を引いた施注を見る。

かように、雲氣の觀望について見来る時、直ちに想起される一件
がある。すなわち天武紀（上）即位前紀において、天武帝が「能^{ハバ}
天文遁申^レ」とあり、これに応すべきものとして、元年六月甲申是
月条に、吉野入りしての大海上皇子は吉野を脱出して東国に入る。
宇陀郡を経て名張郡に入り、その駅家を焼き、邑に入り天皇の一行
に加わるよう呼びかけたが誰一人として来る者が無かつた。その

後、横河に及ばんとする時に、広さ十余丈の黒雲が天空にびいた。
その時、大海人皇子が燐をともし、みずから式^{マチ}をとつて占い、天下
が二分する祥^レが現われているが、結局は朕が天下を制することにな
ろう、といった。直ちに再び行をおこし、伊賀郡に急行し、そこ
の駅家を焼き、中山に到着した。この度は、この国の郡司以下数百の
勢が皇子の勢に加わった。つまり、この望氣觀望のことは、天文觀
測ではなく、陰陽ト占にかかわることである。

ともあれ、再び当面の一四一番歌の題詞に立ち戻る。「遊」は独
往であつても、やはり「〈誰ソレ〉が〈ドコソコ〉ニ（オ）出カケ
（ニナ）ル」ことに変りはない。勿論、当一四一番歌の吉野行幸を、
卷第一の一一番歌と同時の持統天皇の吉野行幸に隨行した時（な
らば、あるいは持統朝の中ごろで、弓削皇子は二十歳前後か）とい
う見解も許容の範囲にある。してみると、あとは「何ノタメニ（何
ラ思^ハテ、何ラシニ）ソコヘ出カケル」のか、と考察するほかない。
いずれにしても、当歌の題詞の「遊」に即く限り、当歌は弓削皇
子の個人的な感懷の作として理解される。つまりは、我が身における
生命力の乏しさを思い煩い、精氣の我が身への賦活を乞い願う思
いのこめられた一首である。

卷第三の二三九番歌の題詞は左のことくである。

長皇子遊獵路池之時 柿本朝臣人麻呂作歌（後略）

荒木田久老はその著『萬葉考観落葉』（注34）において、右題詞の第四字以下の部分を「遊獨々路野之時」と訂し、「々」は「獨」の脱の補充、「池」は長歌第八句に「獨路乃小野」とあり、また「池

に遊獵すといふ事のあるべくもあらず」として私に「野」に改めた、という。自己の不審とするところに基き訂すこと実に明快である。しかし、これは「或本の反歌」

大君は神にしませば真木の立つ荒山中に海をなすかも

が、單なる異伝歌ではなく、一旦は長歌とともに実用に供され誦詠され、その一場にあった多数者の嘆称を得た名残そのままを大事に記し留めたのが、冒頭所掲の「遊獵路池之時」の文言である。

その後、時の経過につれ、当日の獵の成果を主体とする集宴（注35）が設けられた。外界は夜の領するところとなり、その夜の折節の移ろいは月によって演じ彩られたのである。月こそは夜の主演者であった。しかし、長皇子を主人公とするこの都人士による集宴においては、その月は皇子の引立て役、しかも当日の行事にふさわしの「遊」であった（注36）。

く「網に刺し」捕えられ、皇子の「蓋」の役目を演じている。昼間の皇子の神わざによる「池」を披露した時の人麻呂に対する嘆称よりも、当夜は、皇子の盛榮を予祝するに「月」の「蓋」を以てする

見立てが受けて、より大きな称讃となつて鳴り止まなかつた。

人麻呂は、昼間の折のように「大君は神にしませば」（一四一）と歌い出すことも可能であった。しかし、今「反歌」として据えてある

ひさかたの天行く月を網に刺し我が大君は蓋にせり（一四〇）によって、長皇子を自らの大きな意志によつて行為する現人神として顯在させた。そこに存する人麻呂の深い配慮（注36）を思うこと切である。

そこで、再び題詞中の「遊」に立戻ることとする。すでに、当面の課題である題詞・左注における「遊」に限つても、卷第三においては、極めてそれぞの作品の内実、あるいは作者の意図に適合するよう編集者が配意していることを確認してきたところである。この二三九番歌にあっても、それは例外とはならない。このたびの獨路野行は、長皇子の勢威の下、狩獵を通して、皇子に配属する舍人らが統制のとれた行動集団であるとの確認、兼ねては半ば軍事的訓練をし、懇親・團結を図るという、複合した目的のための都から

当面の一三五番歌題詞に拘わることで想起されるのは、卷第一の

「輕皇子宿[○]十安騎野時」歌（四五・四九）である。この輕皇子の安

騎野行にかかる一群の歌については、当面の長皇子の獵路池への

出遊歌よりは、誰しもある面においては慎重に、かつ他方においては極めて大胆に論を展開する。

まずは、輕皇子と長皇子との出自上の格差がかなり大きい。それ

よりも、長歌（四五）には勿論のこと、それに添う「短歌」四首中

の第二首（四七）にいたり「ま草刈る荒野」とまで詠い出し、さら

に下句に至つても「過ぎし君の形見とぞ來し」で、題詞に見える

「宿る」が「旅宿り」（四五）と体言化することはあっても、長歌に

おけると同様、今回の安騎野行が獵であることを語らない。それど

ころが、「古」（四五・四六）を「思ひ」（四五）「思ふ」（四六）と

引き続き重く被さって、この安騎野行がただならぬものであることを、われわれに強く意識させる。

ついで、第三首（四八）では、天空の「東」から月影のあるところまで「かへり見す」るにいたる。いつまでも獵には無縁のようだ。結収の第四首（四九）に至れば、この上なく重々しく

日並の皇子の尊の馬並めてみ狩立たしし時は来向かふ（四九）

と、皇子の父草壁を引合いに出し、宣するがごとくに詠ぜられる。

何としても、この一群のものである題詞中の「宿」の秘め持つ意味は重大である（注38）。

なお、一言しておきたい。「遊獵路池之時」とする現状において、折口「口譯」のように「遊獵せられた時」は、本文の内容を先取りしての和訳である。これは、「遊」の理会に予見を附与するものであって、時によつては後生の思量を妨げ阻むことになりかねない。校注とは、まことに気辛勞なことである。ただ深謝あるのみ。

それにしても、当面の一三九番歌題詞の「遊[○]獵[●]路[●]池[○]之時」は、直前に和訳の件を述べたことであるが、われわれは本文の内容が「遊獵」とも解し得る狩獵にかかることを熟知している。そこで題詞の和訳の際には、内容を先取りしたものを、長皇子だから「遊獵せられた時」と敬意をこめての訳にする。

それも、和訳の段階での「遊獵」で済めばまだしも、これがさきにも一わたり顧みた卷第一の三番歌・二〇番歌、さらに卷第六の一〇一八番歌それぞれの題詞に「天皇（又は皇子）遊獵」「地名など」（之）時（「誰ソレ」が「ドコソコ」テ獵ラナサツタ時）とあることから、当面歌においても、これらに同じるとともに内容にもふさ

わしくと、「長皇子遊[○]獵[○]路池之時」とあったと推測する。そうした動向は、すでに「櫻落葉」において見たところである。

つまり、諸本の「長皇子遊[○]獵[○]路池之時」のままで、「ドコソコ」がたまたま「獵路池」なので、その「獵」を重複利用して読解しているのである。それならば、前段階では「遊[○]獵[○]路池」だったのだろうというわけで、題詞の和訳に同じた表記にするのである。類似する例を、別稿（注39）より一例を再掲して、参考に供する。

昔の根の櫻[●]隱[●]照る日にも乾めや我が袖妹に逢はずして

（12・一八五七）

右の一首において、第二句を「櫻隱」の二字で表記するのは、尼崎本（断簡）・広瀬本・類聚古集・古業略類聚鈔の四本である。そもそも、第一句ははやくより「シノヒシノヒニ」と訓ぜられ、「シノヒシノヒニ」は同語の反復であるから、仙覚本系諸本は当然のことで疊字を付加して「櫻隱^ノ^ノ」としており、版本にいたっては「櫻隱^ノ^ノ」と無性に居住まいを正した表記にしてしまった。万葉集にふさわしく「ネモコロゴロニ」と改削したのは賀茂真淵であったが、以後も本文は大方そのままであった。

「獵路池之時」（一三三九題詞）におけると同様の事例が、時を大きく隔ててはあるが、現に万葉集左注の取扱いについてあることを例示してみよう。

卷第二十に四三二一番歌以下の天平勝宝七歳春の筑紫へと派遣される東方諸国の防人歌全十群が収載されている。各国防人らの部領使が関係者より提供された諸歌をまとめていすれかの官署へ提出したことの記録が国毎の末尾に記載してある。その最初が遠江国のものである。部領使は史生坂上朝臣人上で、提出歌数は十八首だとある。いま、提出歌数と述べたところの原文は「進[●]歌[●]數」である。ただし、十箇國中、駿河國（四三七一四六）に限っては、一月七日に着到した彼ら一行から提供された歌の、部領使を経ての提出は実際には九日であることほかを「実進九日歌[●]數廿首」としてある。他にも、部領使が途上で病氣になり、防人ら一行とともに来られなかつた信濃國（四四〇一—〇三）の場合について、また、当面の遠江國の部領使坂上人上が無位であったので、位階の記入が無いなどのこと、これらの左注の記載のあり様については、すでに別の拙稿（注40）において、少しく触れている。

ところで、諸国防人歌群の最初にあたる遠江国歌群の左注によつて、某氏がその論考において「上進歌」とか「上進歌數十八首」と記して以後、これに従うもの（あるいは、個別にそのような資料的

処理を行つたものであれば、それはそれで同時例件数の増となるが幾篇か見当たる。

右の事例も、当面の二三九番歌題詞の事例に類同で、四四〇三左注の「坂上朝臣人上進歌數十八首」部分の「上」の重複使用である。追随者は、なぜ「坂上人」であつたり、「坂上人上」であるのかとか、また「進上」（注41）ではないのかと不審を懷き、大多数の残余九箇國の左注を通覽しなかつたのだろうか。

〈稿後に〉

題詞に限らず、一字一字の指示するところ、文脈中において荷う意味、果すべき機能は、とかくに重かつ大である。

「差し引きはただの一字でも、慎重でなければなりません。風雪に堪えて来た伝来の本文を損することになりますからね。」とは、遠い日の先師の垂示である。またもや、この重味が骨身に應えた。

右の稿中において注記したことく（注39）廣瀬本萬葉集について話す機会を与えられ、同本の本文について、些小なこと、瑣末なことに拘わつて何かと述べるところがあつた。その中、豊字に拘わることがあり、その勢に乗じて、この卷第三の二三九番歌題詞中の「鴉」の下に豊字「ニ」があつてゐる然るべきだ、つまり「遊鴉○路池之時」とあつただろうと、先掲（注34）の「楓落葉」の所説を顧みることなく、その講演会において、時間切れの中で急き込んで話

し、具体的にはいずれ機会を得て改めてと打切り、講演集録においてもこれを注記するに止まつた。

その責を果すべく、これを証すべく、この際少くとも万葉集については、題詞・前文（序の類も含む）・左注に見える「遊」だけは余さず、しかもこれに係わるものを少しばかり手広くといふことで、切迫した時日の間に本篇を草した。最終的に、保留や刈込みに不適切が生じ、結果としては、かなり掘下げ不足の部分があり、また多くを取り過ぎ、散漫になつた部分も目立つ。やはり、部分的には、別時に譲るほかない。

とまれかくまれ、否定的反省の一篇とする。

〈使用テキスト〉

「万葉集」「日本書紀」は新編日本古典文学全集を主とする。「懷風藻」・記紀歌謡・「日本靈異記」は日本古典文学大系。「続日本紀」は新日本古典文学大系。漢籍類は、基本的に汲古書院版「和刻本」シリーズおよび新釈漢文大系ならびに全釈漢文大系を参照・引用した。ただし、「文選」は李善注・再刻仿宋胡刻本（中文出版社縮印）、「藝文類聚」は宋紹興本（中華書局影印）、「延喜式」は新訂増補国史大系に依る。

〔注〕

論叢】澤瀉博士喜壽記念論文集刊行會、昭41・7)

- 1 西村 亨「船のあそび考—古代鎮魂に関する一考察—」（慶應大學言語文化研究所紀要2、昭46・2）
- 2 拙稿「都を遠みいたづらに吹く」（論集 日本文学・日本語1上代）角川書店、昭53・3）
- 3 3・1三十六七兩首は、顯宗紀元年二月条に見える、近江出身の老嫗置目に對する顯宗帝の両詠（紀譜85・86）を想起させる。
- 4 毛利正守「動詞に付く「御」について」皇學館大學紀要8・昭45・3）
- 吉野政治「六国史における「御」という字の動詞的用法」（同志社國文學14、昭54・3）
- 5 古典文学大系本によれば、国会図書館本・群書類從本には「幸行」の二字ナシとのことである。当處のみならず、附加・挿入の有り様はおかた考慮に値する。
- 6 小島憲之「上代日本文學と中國文學 中一出典論を中心とする比較文學的考察」第七章（）、塙書房、昭39・3
- 伊藤 博「萬葉集の表現と方法 上」（古代和歌史研究5）第四章第三節、塙書房、昭50・11
- 7 拙稿「家持における長歌—越中守時代を中心にして」（萬葉學
- 8 孫興公「遊天台山賦」（文選）「遊覽」（卷十一・8丁ウ）に、「於是遊覽既周、体靜心閑。害馬已去、世事都捐。」と見え
- 9 今日のように、保温・冷凍等鮮度を保つて、大量に遠距離輸送が利かなかつた。採集・捕獲・生産の地元または近在で、生のまま直に調理する。それにもしても、苦辛・工夫はそれなりにあつたと思われる。
- 10 拙稿「人麻呂と旅—「羈旅歌八首」を中心にして」（柿本人麻呂人と作品）中西進編、櫻楓社、平1・5）同論五一（）右において、古代前期の「旅」一般についても言及している。なお、原稿での標題・副題は右のことくであった。
- 11 新編古典全集④巻頭の「晩年の大伴家持」に「後日推敲して差し替え」た「初案」で、編集段階で後置したもので、これの在するものは「消し忘れである」と述べる。
- 12 同右書④一九〇ページ頭注「九」法游於說」と見える。
- 13 「礼記」第十七、少儀にも「士依於德游於藝」、工依於「上林賦」（文選）「政獵」中、卷八・14丁オ
- 14 「宋孝武宣貴妃誄并序」（文選）「誄」下、卷五十七・22丁

オ)

「解嘲一首并序」〔文選〕「設論」、卷四十五・10丁オ)

17 「報任少卿書」〔文選〕「書」上、卷四十、(一) 9丁ウ、

(二) 12丁オ)

この司馬遷の名だたる「書」は「司馬遷伝」〔漢書〕評林本、
卷六十二・12丁オーウ)にも入る。

18 新編古典全集②、三二二ページ頭注〔大〕

19 a 「河陽縣作二首」〔文選〕「行旅」上、卷二十六・15丁ウ)

b 「在懷縣作二首」(同右書、同卷・17丁ウ)

20 引用句中の〔遊目〕は、雄略即位前紀、三年八月条に「登
樓兮遊目」を見る。

21 新編古典全集「書紀」②一四七ページ頭注〔一一〕〔一二〕

により検するに、「孟冬陰を作せる月、寒風蕭然たる晨」は、
〔文選〕の張平子「西京賦」(卷一・17丁ウ)の一節にほぼ相
当し、以下は「芸文類聚」産業部(下)田獣(卷六十六・5
丁オ)に掲出の魏應場「馳射賦」の一節に大概当る。

22 曹子建「七啓八首」〔文選〕「七」上、卷三十四・18丁オ、
19丁ウ)

23 張景陽「七命八首」(同右書、「七」下、卷三十五・17丁ウ)
「老子」より「駢駢田獣、令人心発狂」(第十一、檢欲)

を引用し注記してある (18丁オ)。

24 張平子「西京賦」〔文選〕「京都」上、卷一・17丁ウ)

25 李善の注は、周知のことく、原拠よりの簡要の摘出である。
『礼記』第六「月令」より該當箇所を摘出する。

(孟秋之月) 是月也、(中略) 天地始肅。

(仲秋之月) 是月也、(中略) 殺氣浸盛。

26 a 「羽獵賦并序」〔文選〕「畋獵」中、卷八・18丁オ)

b 「上林賦」(同右書、同卷・9丁オ)

27 a 「七命八首」(同右書、「七」下、卷三十五・7丁オ、同ウ)
b 「上林賦」(同右書、「畋獵」中、卷八・13丁ウ)

なお、同右書に見える郭璞の注によれば「因秋氣也」とあ
る

28 「延喜式」卷四十六に、左一右衛門府から出すとして見える
「狩子」がこれか。

29 摘稿「宇智の大野—上代語彙「大野」の原義—」(本誌、第
四十五号、昭46・7)

30 司馬長卿「上林賦」(〔文選〕「畋獵」中、卷八・9丁オ)に、
「鼓」戔簿、縱獵者」と見える。

31 井手 至「仙境の雲」（『遊文録 萬葉篇』）第二篇第一章、

二〇二一ページ。和泉書院、平5・2)

右は、小島憲之「出典の問題」（『上代日本文學と中國文學

上』第一篇第五章、一三九ページ）における「穆天子伝」中

の西王母故事に見える「白雲謡」の指摘に基づき、当該一四

三番歌に「白雲」を詠じこめた意図の考察に及ぶ。

32 「史記」項羽本紀、評林本、卷七・一三丁オ

33 前掲（注15）同書、同説、同卷・22丁ウ

34 荒木田久老「萬葉考槐落葉」（萬葉集叢書第四輯、古今書院、

大13・6）

35 雄略紀二年十月丙子条に「獵場の樂は膳夫をして鮮を割らしむ」とあり、大津皇子の「遊獵」詩（『懷風藻』5。小島憲

之校注、日本古典文学大系69）もある程度参考になる。

36 佐竹昭広「人麻呂の反歌一首—意味論的考察—」（『萬葉集抜

書』岩波書店、昭55・5）

37 辰巳正明「遊獵の讀歌」（『萬葉集と中國文學』二 柿本人麻

呂と中國文學、第五章。笠間書院、昭62・2）

38 辰巳正明「安騎野の郊記歌」（前掲（注37）同書、二 第四
章、「三 安騎野遊行」一七一一ページにおいて、「宿」一
字の「比重が大き」く、そこに「何らかの象徴的意味があつ

た」ことを指摘し、考説する。

39 拙稿「広瀬本あれこれ」（『萬葉集の諸問題』国文学研究資料

館編、臨川書店、平9・2）

右拙稿の四（1～3）に疊字にかかる三例を挙示し解説し

た。

40 前掲（注39）拙稿、五一1・3

41 大伴旅人が藤原房前宛書翰中（5・八一左）に「附公使
聊以進御耳」と述べ、その発信日付に「附使進上」と使用
する。

何よりも、防人歌左注に近似のものとして、「右歌報賜大娘
進歌也」（4・七二四左注）・「右一首清江娘子進長皇子」
（1・六九左注）があり、他に「從倭京進入」（2・一二二
題詞脚注）がある。

42 前掲（注39）拙稿

この成果は、「関西大学学部共同研究費」（平成八年度）による
もの一部である。規定に基づき明記する。